〇金ケ崎町産業廃棄物処理、大型畜産施設設置に関する条例
平成５年10月１日条例第15号
金ケ崎町産業廃棄物処理、大型畜産施設設置に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、金ケ崎町田園環境基本条例（平成10年金ケ崎町条例第11号）の精神にのっとり、自然と水と緑を守るため、事業活動に伴って発生する公害を未然に防止し、住民の健康と快適な生活環境を保全することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　公害　事業活動に伴って生ずる生活環境の侵害であって、水質の汚濁、大気の汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下により、住民の生命及び健康が損なわれ、又は快適な暮らしが阻害されることをいう。
（２）　特定施設　次に掲げる施設をいう。
ア　産業廃棄物処理施設　産業廃棄物処理業を行う施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第１項に規定する施設をいう。
イ　大型畜産施設　豚房の総面積が1,000㎡以上の施設、牛房の総面積が4,000㎡以上の施設及び鶏房の総面積が4,000㎡以上の施設をいう。
（事業者の責務）
第３条　特定施設の設置者（以下「事業者」という。）は、その事業活動によって快適な生活環境を侵害しないよう、自らの責任において公害を未然に防止するための必要な措置を講じなければならない。
（事前協議）
第４条　特定施設を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は関係法令の規定に基づく許可、認可等の申請又は届出を行う日の前に、当該特定施設の設置について町長に事前協議しなければならない。
２　前項の事前協議は、事前協議書（以下「協議書」という。）の提出により行うものとする。
（事前説明会）
第５条　設置予定者は、協議書を提出したときは、当該特定施設について、関係住民に対し、説明会を開催しなければならない。
（説明会の報告）
第６条　設置予定者は、前条の説明会を開催したときは、そのてん末を記載した報告書（以下「報告書」という。）を町長に提出しなければならない。
（公開）
第７条　町長は、協議書及び報告書を公開することができるものとする。
（町長の意見）
第８条　町長は、当該特定施設の設置について、町の総合発展計画及び町づくり計画に基づき、環境保全上の見地から設置予定者に対して意見を述べることができる。
（環境保全協定等）
第９条　町長は、事業者が事業活動を行うにあたり、環境保全上必要があると認めたときは、事業者との間で環境保全協定等（以下「協定」という。）を締結することができる。
２　事業者は、町長が協定について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。
３　事業者は、協定を締結したときは、当該協定事項を確実に履行しなければならない。
（規則への委任）
第10条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附則
１　この条例は、平成６年１月１日から施行する。
２　現有施設の増設により、増設後の面積が第２条第２号イに定める面積以上となる場合は、同条同号イに規定する特定施設とみなす。
３　第２条第２号イに該当する現有施設を増設しようとする者は、その面積のいかんを問わず第４条第１項に規定する設置予定者とみなす。
附則（平成10年条例第13号）
この条例は、平成10年４月15日から施行する。